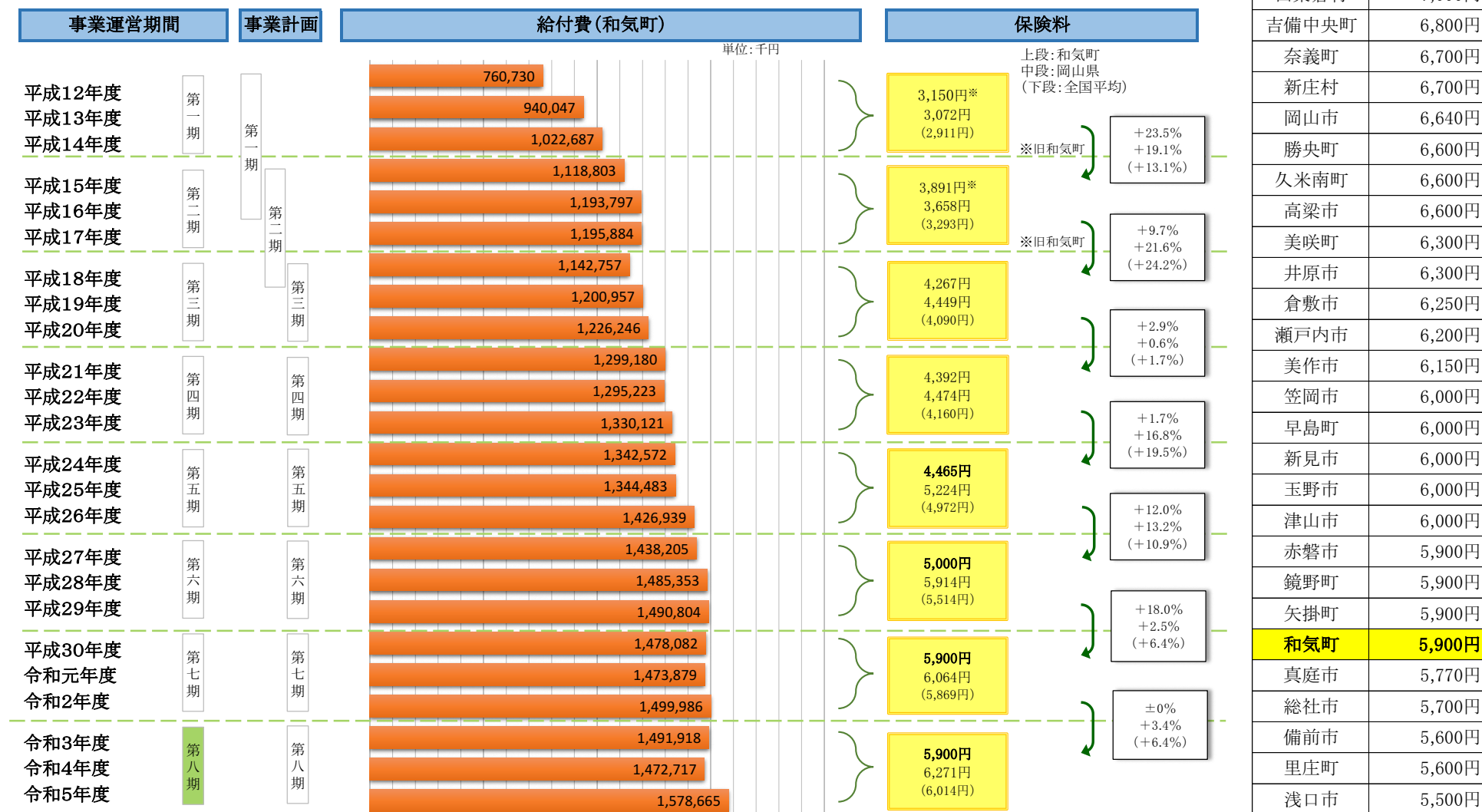


介護保険事業計画と保険料

市町村は3年を1期(平成16年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。

保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定される。

(3年度を通じた同一の保険料)



※給付費＝特定入所者・高額・高額合算・審査支払を除く

第8期岡山県下の保険料	
R3～R5 (基準月額)	
西粟倉村	7,000円
吉備中央町	6,800円
奈義町	6,700円
新庄村	6,700円
岡山市	6,640円
勝央町	6,600円
久米南町	6,600円
高梁市	6,600円
美咲町	6,300円
井原市	6,300円
倉敷市	6,250円
瀬戸内市	6,200円
美作市	6,150円
笠岡市	6,000円
早島町	6,000円
新見市	6,000円
玉野市	6,000円
津山市	6,000円
赤磐市	5,900円
鏡野町	5,900円
矢掛町	5,900円
和気町	5,900円
真庭市	5,770円
総社市	5,700円
備前市	5,600円
里庄町	5,600円
浅口市	5,500円